

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年11月27日

【会社名】 オーウエル株式会社

【英訳名】 O - W E L L C O R P O R A T I O N

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飛戸 克治

【本店の所在の場所】 大阪市西淀川区御幣島五丁目13番9号

【電話番号】 06-6473-0138

【事務連絡者氏名】 執行役員 川戸 康晴

【最寄りの連絡場所】 大阪市西淀川区御幣島五丁目13番9号

【電話番号】 06-6473-0138

【事務連絡者氏名】 執行役員 川戸 康晴

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】

| | |
|---------------------|---------------|
| 募集金額 | |
| ブックビルディング方式による募集 | 968,660,000 円 |
| 売出金額 | |
| （オーバーアロットメントによる売出し） | |
| ブックビルディング方式による売出し | 177,045,000 円 |

（注）募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年11月8日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,628,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し(オーバーアロットメントによる売出し)244,200株の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、平成30年11月26日開催の取締役会において決定しましたので、また、「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部及び添付書類として提出した取締役会議事録の一部に誤りがありましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)
募集又は売出しに関する特別記載事項
- 2 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

第四部 株式公開情報

第3 株主の状況

添付書類 取締役会議事録

第3号議案 第三者割当による自己株式処分の件

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

（訂正前）

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|-----------------|--|
| 普通株式 | 1,628,000（注）3 . | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1 . 平成30年11月8日開催の取締役会決議によっております。
- 2 . 当社は、平成30年11月8日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 . 発行数については、平成30年11月8日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）は、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成30年11月26日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 . 本募集にあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 5 . オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成30年11月8日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 6 . 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|----------------|--|
| 普通株式 | 1,628,000(注)3. | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |

(注) 1. 平成30年11月8日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、平成30年11月8日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 発行数については、平成30年11月8日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)は、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

4. 本募集にあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成30年11月8日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成30年12月5日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成30年11月26日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|-----------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 1,628,000 | 968,660,000 | - |
| 計(総発行株式) | 1,628,000 | 968,660,000 | - |

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（700円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,139,600,000円となります。

（訂正後）

平成30年12月5日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成30年11月26日開催の取締役会において決定された払込金額（595円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|-----------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 1,628,000 | 968,660,000 | - |
| 計(総発行株式) | 1,628,000 | 968,660,000 | - |

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 仮条件（700円～750円）の平均価格（725円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,180,300,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込 株数単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|---------------|---------------|---------------|------------------|-------------------|---------------------------------------|------------------|----------------|
| 未定 (注) 1 . | 未定 (注) 1 . | 未定 (注) 2 . | - (注) 3 . | 100 | 自 平成30年12月 6 日(木) 至 平成30年12月11日(火) | 未定 (注) 4 . | 平成30年12月12日(水) |

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年11月26日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年12月 5 日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 平成30年11月26日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成30年12月 5 日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、平成30年12月13日（木）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7 . 申込み在先立ち、平成30年11月28日から平成30年12月 4 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりますは、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 . 引受価額が発行価額を下回る場合は自己株式の処分を中止いたします。

(訂正後)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込 株数単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|---------------|---------------|-------------|------------------|-------------------|-------------------------------------|------------------|----------------|
| 未定 (注) 1 . | 未定 (注) 1 . | 595 | - (注) 3 . | 100 | 自 平成30年12月6日(木) 至 平成30年12月11日(火) | 未定 (注) 4 . | 平成30年12月12日(水) |

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、700円以上750円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年12月5日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(595円)及び平成30年12月5日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、平成30年12月13日(木)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 . 申込みに関し、平成30年11月28日から平成30年12月4日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 . 引受価額が発行価額(595円)を下回る場合は自己株式の処分を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-----------------------|-------------------|--------------|---|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 未定 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成30年12月12日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | | |
| SMB C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | | |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | | |
| 計 | - | 1,628,000 | - |

(注) 1. 平成30年11月26日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年12月5日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|-----------------------|-------------------|------------------|---|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | <u>1,465,400</u> | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成30年12月12日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | <u>48,800</u> | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | <u>40,700</u> | |
| SMB C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | <u>32,500</u> | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | <u>32,500</u> | |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | <u>8,100</u> | |
| 計 | - | 1,628,000 | - |

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年12月5日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,054,130,000 | 10,000,000 | 1,044,130,000 |

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（700円）を基礎として算出した見込額であります。平成30年11月26日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,091,777,500 | 10,000,000 | 1,081,777,500 |

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（700円～750円）の平均価格（725円）を基礎として算出した見込額であります。平成30年11月26日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額1,044,130千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限158,102千円については、設備投資資金に543百万円、子会社への出資に300百万円、運転資金に32百万円を充当する予定であり、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

なお、資金使途の内容及び充当予定時期は、以下の通りであります。

- ・塗装工程における現場管理システム構築のためのハード・ソフトウェアの開発、技術センターのロボットの更新等、設備投資資金として、260百万円（平成31年3月期：50百万円、平成32年3月期：176百万円、平成33年3月期：34百万円）
- ・老朽化した営業所の改築、修繕、建替え等の資金として282百万円（平成32年3月期：267百万円、平成33年3月期：15百万円）
- ・子会社への出資は、当社からの出資資金を塗装設備資金として300百万円（平成31年3月期：300百万円）
- ・センサー関連事業のマーケティング用器具備品、特許関連費用等の運転資金として32百万円（平成32年3月期：29百万円、平成33年3月期：2百万円）
- ・借入金の返済資金として326百万円（平成31年3月期：326百万円）

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

（訂正後）

上記の手取概算額1,081,777千円及び「1 新規発行株式」の（注）5に記載の第三者割当による自己株式処分
の手取概算額上限163,748千円については、設備投資資金に543百万円、子会社への出資に300百万円、運転資金に
32百万円を充当する予定であり、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

なお、資金使途の内容及び充当予定時期は、以下の通りであります。

- ・ 塗装工程における現場管理システム構築のためのハード・ソフトウェアの開発、技術センターのロボットの
更新等、設備投資資金として、260百万円（平成31年3月期：50百万円、平成32年3月期：176百万円、平成33年
3月期：34百万円）
- ・ 老朽化した営業所の改築、修繕、建替え等の資金として282百万円（平成32年3月期：267百万円、平成33年
3月期：15百万円）
- ・ 子会社への出資は、当社からの出資資金を塗装設備資金として300百万円（平成31年3月期：300百万円）
- ・ センサー関連事業のマーケティング用器具備品、特許関連費用等の運転資金として32百万円（平成32年3月
期：29百万円、平成33年3月：2百万円）
- ・ 借入金の返済資金として370百万円（平成31年3月期：370百万円）

（注） 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計
画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|---------|----------------|--|
| - | 入札方式のうち入札 による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札 によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 244,200 | 170,940,000 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 244,200株 |
| 計(総売出株式) | - | 244,200 | 170,940,000 | - |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集に伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成30年12月13日から平成31年1月10日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（700円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|---------|----------------|--|
| - | 入札方式のうち入札 による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札 によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 244,200 | 177,045,000 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 244,200株 |
| 計(総売出株式) | - | 244,200 | 177,045,000 | - |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集に伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成30年12月13日から平成31年1月10日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件（700円～750円）の平均価格（725円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

（訂正前）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成30年11月8日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による自己株式の処分（以下、「本件自己株式の処分」という。）の決議を行っております。

| | |
|------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 244,200株 |
| 募集株式の払込金額 | 未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。） |
| 割当価格 | 未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。） |
| 払込期日 | 平成31年 1月16日 |
| 払込取扱場所 | 大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目1番30号 株式会社三菱UFJ銀行 船場支店 |

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件自己株式の処分による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成31年1月10日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（訂正後）

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成30年11月8日及び平成30年11月26日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による自己株式の処分（以下、「本件自己株式の処分」という。）の決議を行っております。

| | |
|------------|---|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 244,200株 |
| 募集株式の払込金額 | 1株につき595円 |
| 割当価格 | 未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。） |
| 払込期日 | 平成31年1月16日 |
| 払込取扱場所 | 大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目1番30号 株式会社三菱UFJ銀行 船場支店 |

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件自己株式の処分による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成31年1月10日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

第四部 【株式公開情報】

第3 【株主の状況】

（訂正前）

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式（自己株式 を除く。）の総 数に対する所有 株式数の割合 (%) |
|-----------|-------------------|--------------|--|
| | (省略) | | |
| 川上塗料(株) | 兵庫県尼崎市塚口本町2丁目41-1 | 100,000 | 1.16 |
| 日本特殊塗料(株) | 東京都北区王子5丁目16-7 | 100,000 | 1.16 |
| 小野 靖子 | 東京都練馬区 | 74,000 | 0.86 |
| | (省略) | | |

（注記省略）

（訂正後）

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式（自己株式 を除く。）の総 数に対する所有 株式数の割合 (%) |
|-----------|-------------------|--------------|--|
| | (省略) | | |
| 川上塗料(株) | 兵庫県尼崎市塚口本町2丁目41-1 | 100,000 | 1.16 |
| 日本特殊塗料(株) | 東京都北区王子3丁目23-2 | 100,000 | 1.16 |
| 小野 靖子 | 東京都練馬区 | 74,000 | 0.86 |
| | (省略) | | |

（注記省略）

添付書類 取締役会議事録

第3号議案 第三者割当による自己株式処分の件

(訂正前)

(省略)

(4) 払込期日：2018年1月16日（水曜日）

(省略)

(訂正後)

(省略)

(4) 払込期日：2019年1月16日（水曜日）

(省略)